

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二―九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくご

■巻頭言■

「ポピュリズム」とは大衆の反乱なり

伊勢 太郎：2

春 闘 の 変 質

― 連合 19春闘構想について(二) ―

滝野 忠：3

ベーシックインカム、普遍主義、「共生・共助」 佐々木一雄：5
― 資本主義への責任追及を忘れた中期政策補強関連案 ―

読者からのおたより

・・・・・・・・・・12

旬刊 社会通信

NO.1282 二〇一九年二月一五日号

二〇一九年二月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

「ポピュリズム」とは大衆の反乱なり

現代は資本主義の時代、帝国主義の時代である。レーニンが『帝国主義論』で明らかにした諸規定は今も科学的根拠を失っていない。帝国主義は資本主義の最高の発展段階である。先進諸国の資本は、民族国家の枠を超えて成長し、競争を独占におきかえ、社会主義を実現するためのあらゆる客観的前提条件をつくりだしている。

二つの世界大戦は1917年のロシア革命を皮切りに20世紀を社会主義の時代とした。帝国主義は階級矛盾を大規模に激化させ経済の面トラスト、物価騰貴による搾取と収奪、政治の面ト軍国主義の増大、戦争の頻発、反動の強化、民族的抑圧強化と拡大でも、大衆の状態を悪化させ、大衆を資本家政府を打ち壊しブルジョアジーを収奪するためのプロレタリアートの革命的闘争や民族闘争へと駆りたてたのである。

レーニンの時代以上に、独占資本は勝手気ままに世界市場でふるまっている。独占資本は販路を求め、権益を求め、資本階級は人道支援、社会資本整備、平和のためとの軍事支援、経済開発に名を借りて、民族国家の支配を求め、あくことなき搾取と収奪をくり返している。それらの国に残されたのは山のような借金である。ギリシャがそうであった。アルゼンチン、スペイン、ポルトガルもそうである。

先進諸国は「借金を返せ」と、金融トラストを総動員し、それらの国ぐにをしめつける。金がないなら運転資金は貸してやる。もちろんタダというわけにはいかない。国民から搾りとれ、社会保障を切り捨て、年金を切り下げ、労働者の賃金はじめ労働条件を切り下げれば、財政に余裕がでる。国は再建できる、と。

IMF、BIS、IBRDといった国際金融独占体は、こうして民族国家をしめつける。国民は貧困に追い込まれる。貧困は反抗を生む。そして大衆の反乱となる。

「ポピュリズム」、はやり言葉である。社会・経済・政治学者、マルクス主義の階級分析を忘れたえせマルクス学者は、「ポピュリズム」を大衆迎合主義という。とんでもない間違いだ。なぜなら、目の前には大衆の怒り、社会の矛盾がとんでもなく大きくふくらんでいるあらわれがあるではないか。大衆の怒りを組織しないで、社会の変革はむろん改良もない。彼らはそれら怒りを生む根本矛盾を考えようとしなない。「大衆迎合主義」という人は、社会の正義、進歩、発展、変革をいつさい考えることのない、おしゃべり屋にすぎぬ。

移民・難民問題に例をとろう。これらの問題は帝国主義の時代にあって珍しいことではない。移民・難民を現象の羅列としてとらえるのではなく、そのあらわれの根本を考えるところなる。移民はどここの国からどの地域へ流れているか。中近東、北アフリカ、東ヨーロッパ、中南米からEUへそしてアメリカへである。中近東・北アフリカは2000年以来戦争が続いてきた。アメリカのアフガニスタン、イラク、シリア、リビアへの侵略戦争は国民の生活を根こそぎ破壊した。侵略戦争は内戦となった。ここに核心がある。戦争でもうける者は金融資本である。

治安は乱れる。貧しい大衆は生命がけ、生命の危険から逃れるのである。搾取者と被搾取者との矛盾そのものがある。

(伊勢 太郎)

春闘の変容

―連合 19春闘構想について(二)―

春闘の変容

連合は19春闘で春闘方針を大転換した。賃金は労働者の生計費でなく、生産性向上の「おこぼれ」にありつくには、生産性向上への協力が必要と。賃金は労働者の生計費との要求から生産性賃金論へとされてしまった。

19春闘の要求は、去年と同じだ。これは、政府のあらゆる改悪政策と同様の「激変緩和」措置である。来年後を考えるには①日本労働運動、とりわけ春闘を歴史的に、②昨今の政労資会議と官民会議、③政府・財界の方策を検証し、われわれの一般的な理論方針ばかりでなく、具体的方針をうち立てる必要がある。政府・財界は「賃金をめぐる攻防は終焉した」かのように働き方改悪一さらなる不払い労働のさらなる強奪という搾取強化一に中心を移し、JRにおけるがごとくに労働組合不要論をも展開しているからであり、搾取は新たな矛盾を生むからである。

「大幅」―「賃金」―「労働問題」

1970年代はじめ、はげしいインフレ下、階級的労働運動に自信を深め、戦闘性を強めた総評・中立労連は大幅賃上げをストライキでたたかいた。資本主義経済体制に危機を覚えた独占資本の労働対策指令部の日経連は1974年「大幅賃上げの行方研究委員会」を急きよつくり、生産性基準原理をJC諸組合とともに提唱。生産性基準原理とは生産性向上分以上の賃上げは、国を減ぼす、それ以内であるべきとの、資本主義理論である。1975年春闘の賃上げは生産性の範囲内におさえこまれた。

翌年の1975年、日経連は「大幅」を「賃金問題研究委員会」と改称、さらに1979年「労働問題研究委員会」と改編した。「大幅」から「賃金問題」、そして「労働問題」全般へと春闘のテーマを拡大し、「賃金だけでなく労働者をどう働かせるか」と、労働者の24時間の生活をすべて搾取の対象としたのである。不払い労働を日常の労働、生活のなかでどうふやすか、をテーマとしたのである。

政府、財界の動きは階級的であった。02年、日経連は経団連に吸収され日本経団連、労働省は厚生省に吸収され厚生労働省とされた。労働問題を専管する二つの組織が消された。政府・財界はこうして「賃金・労働」問題は終わった、と日本経団連は経営労働政策委員会で搾取をさらに強め、大きくする「働き方」に軸を移す。

政府(自民党)は、財界(独占資本+経団連)と一体であり、独占資本を儲けさせる政策に突き進む。大昔の田中角栄、中曽根、つい先頃の小泉、そしてアホウな安倍がそうである。政府は権力をもつ。だから「制度設計」ができる。労働者をどう抑え込むか、を構想し実行する。権力者の「特権」である。

ダラダラした恐慌 20世紀後半から21世紀はじめ、相次いで金融恐慌がおきた。金融資本はバタバタと倒れ、電機産業等では過剰生産が工場閉鎖、統廃合となり、技術開発競争は企業の生命線となった。労働者は工場から駆逐され続け、今に至る。

21世紀は「デフレ」の時代となった。本質は過剰生産によるガラガラした恐慌である。08年のリーマン恐慌は生産力と生産関係の矛盾が資本主義の金融資本主義化が、新しい社会体制への変革を求めることをあらためて示した。

総資本の本山である日本経団連は、こんな時自民党政府に「六重苦」―円高是正、自由貿易（TPP）推進、法人税減税、エネルギー（原発推進）、環境と労働法制の規制緩和―をつきつけ是正をせまった。

安倍は独占資本が潤えば労働者のくらしはよくなり恐慌は解決可能と、金融の量的・質的緩和を、黒田日銀総裁に命令した。黒田は権力、金融資本の召使い。安倍は「番頭」の独占資本の要求を丸呑みしたのである。独占は潤った。連合は賃金要求をせず「ストライキは時代おくれ」というのであるから、新しくつくられた富は「内部留保」として独占の懐に積みあげられる。独占資本家の競争は激しい。いつ吸収合併にまきこまれるか、景気の変動・恐慌への備えが必要と。

賃上げ要求せず

19年は労働戦線再編成から30年となる。階級的労働運動の機関車であった総評は、連合という労資協調の組合にとって代えられた。労資協調派の組合幹部は「企業存続・発展こそが労働組合存続の条件」と、平然とうそぶいて恥としない。彼らは資本の発展に目をむけ、労働者の生活をかるんじる。資本の発展は同時に矛盾の発展でもある。

労働者の首を守りたたかうことはしない。賃金要求すらおこなわなかった。『19年版連合白書』は、104頁に賃上げ要求の推移をのせる。98年の定昇込み「1万5000円（4.9%）中心」を最後に、99年から13年まで賃上げ要求はない。賃上げを放棄した。賃金闘争は労働者階級がつくった新しい富の分配をめぐる闘争だ。支払い労働（賃金部分）は減る。つまり、企業の利潤は増える。逆の場合はその逆となる。要求がありたたかいたかいたかあって、資本は労働者階級・労働組合に譲歩する。要求もたたかいてもないのだから、資本は譲歩するわけがない。この間、賃金は下がり続けた。安倍が権力に返り咲いたのは2012年の12月。安倍は資本の懐を潤す政策を展開した。いわゆる「アベノミクス」、金融の量的・質的緩和、2%の物価目標だ。

政労資会議

「政労資会議」―権力者である安倍自民党政府、権力の支柱である独占資本の団体・日本経団連、そして権力・資本の手先連合―が発足した。メディアはこれを「官製春闘」と呼んだ。

政労資会議（2014年）は政府と財界そして連合のいわゆるゆ着、「官製春闘」へと目に見える形で春闘の姿を変えた。資本の横暴―搾取に苦しむ労働者の姿をここに見ることはできぬ。

資本は、資本の蓄積を妨げている「障害」からの解放を安倍に求めた。その障害とは①円をもっと切り下げる、②法人税を引き下げる、③環境規制をとっばらえ、④労働法制を緩和せよ、⑤原発再稼働を進める、⑥自由貿易を推進しろ、というもの。自由貿易を担うのは独占資本。独占は支配と反動をもつばらとする。資本の心は安倍の

心でもある。安倍は、「資本が労働者を食わせている。資本の利益拡大が経済発展の動力だ」と、資本の要求を即決した。金融緩和は円安となった、労働法制改悪は不安定雇用労働者を大量につくりだした。法人税減税は資本を潤した。

資本の儲けはふくれあがった。他方、労働者には追加搾取が襲いかかる。労働者の名目賃金は上がらず、税や社会保険料の追加搾取は実質所得を切り下げるばかりである。連合は政府・財界と歩調を合わせ、「持続可能な社会・経済の実現」を強調する。

「持続可能な」ということは、「政治体制の安定」であり、資本主義という社会制度の維持に、政府・財界と協力することに他ならぬ。連合のいう「一強打破」は空文句ということだ。

政労資協議のなか、連合は大手大企業労働者の賃金は高いと、「底上げ・底支え」「格差是正」個別の賃金水準を春闘の中心にすえた、連合要求は「定昇ふくめ4%程度」。この「要求」をもとに連合傘下組合は、要求をつくった。それはわずかで、賃上げとはいえないくらい賃上げである。組合員、労働者はこの20年ちかく、貧乏にならされてしまった。「官製春闘」に、「ゼロよりはまし」との意識がみえる。連合が19春闘方針に「実質生産性基準原理」を掲げたことは、前号で述べた。19春闘に「4%程度」を掲げた。しかし、これは激変緩和措置としてである。20年春闘からは、この要求も消えそうである。

連合会長は「額ばかり強調されてもこまる。中小労組、正規・非正規の差は縮まっている、これは前進」をバカの一つ覚えのようにくり返した。「方針」は「しかしながら社会全体を俯瞰した時、この成果の社会的波及が十分に働かなかった」「企業規模間、雇用形態間などの格差は依然として縮まっていない」と、主張を変える。

(つづく 滝野 忠)

ベーシックインカム、普遍主義、「共生・共助」

―資本主義への責任追及を忘れた中期政策補強関連連案―

一

新社会党の第二四回大会が迫っている。この大会の焦点は、いうまでもなくベーシックインカム(BI)についての取扱いである。すなわち、これを「めざすべき社会保障政策」として掲げていくことに党として道をひらいていくのかどうか、ということである。

経過をかんたんに整理しよう。このベーシックインカムの問題が最初に持ち出されたのは一昨年の第二二回大会であった。提案の趣旨は、二〇〇二年に党が「憲法を生かす連合政府」の政策として決定した「私たちの中期的な政策」が、その後の非正規労働の増大等の「大きな情勢変化」のなかで「想定を超えた課題」に直面しているとの情勢認識のもと、社会保障政策を中心にこれを「補強」をする必要がある、というものであった。しかし、ベーシックインカムという耳慣れないこの概念に、大会前から「強い疑義が出された」ため、採決は見送られ、翌年の第二三回大会であらためて整理して提起しなおすことになった。

そして迎えた翌年大会（昨年の大会）ではどうなったかというところ、「社会保障制度としてのB I」については「今後の研究課題」として「中執、政策委員会を中心に、党外の研究者の意見も取り入れ、引き続き組織的研究を継続する」、という取扱いとなった。ベーシックインカムへの疑念は根強く、性急な決定は見送られたのである。しかし同時に、「次年度（二〇一九年度）大会までの討議案」として「当面の重点政策（案）」なるものが提案され、そのなかで、党の社会保障政策の「基準」「原則」「理念（指針）」といった、それまでもろくに議論されたこともないような事項が、きわめて唐突に示されたのである。しかもそのひとつには「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」なるスローガンが掲げられていて、付された注意書きによれば、これは社会保障政策を「選別（限定）主義から所得制限のない普遍主義」にあらためていくことである、と解説されていたのである。一見して明らかのように、その窮極の姿こそがベーシックインカムにほかならない。そしてこの「普遍主義」への転換を含む「当面の重点政策（案）」が一年間の下部討議に付されることとなり、その結果を集約して「決着」をつけるのが、目前に迫っている「次年度（二〇一九年度）大会」（統一自治体選挙闘争のために二月に繰上げ実施）である、ということなのである。

二

実に奇妙な話である。ベーシックインカムに「強い疑義が出され」て「今後の研究課題」として先送りにされたのは、それがまさに「選別（限定）主義」を排した「所得制限のない普遍主義」的な社会保障政策の窮境の姿であったからにほかならない。ベーシックインカムが引つ込むなら、引つ込むにいたった「原因」である「普遍主義」の方もまた引つ込まなければならぬ。ところがこちらの方は、素知らぬ顔をして堂々と居座っているのである。だから昨年度の大会では「当面の重点政策（案）」そのものの撤回を求める修正案が出されたりもした。当然のことである。修正案自体は否決されたが、多くの党員は居座った「普遍主義」に納得して本部原案を承認したわけではない。ただそれを「案」として一年間「討議」することを了承しただけにすぎない。

そして一年間の「討議」が行なわれた。この間本部は、「B Iだけが普遍主義ではない」とばかりに、「医療も義務教育も富裕層の利用を排除しないから普遍主義である」とか、「寡婦控除を未婚の母にも適用させるのも普遍主義である」とか、あげくの果てには「消防署の消火や救急車の利用も所得制限がないから普遍主義だ」とまで言いはじめ、B I隠しに躍起となっている。（コンパス二十一、二十二号の清水政策担当中執論文など。）もはや何でもかんでも「普遍主義」である。

もちろん、本部の意図は「普遍主義」一般の承認にあるのではない。目指すところは「普遍主義」的な金銭給付であり、その窮極のあり方としてのベーシックインカムなのであって、そこに向けた道筋をつけるための、そのためだけの「普遍主義」の承認なのである。本部は、当然のことながらそのことを重々自覚している。一般党員もまた、一人残らず全員が勘づいている。ただ本部の「口先」だけがこれを否定する。そしてそうした「ごまかし」がまた、党内の相互不信と亀裂を深める結果となっている。

る。組織にとつては最悪の事態である。およそ「真摯な討論」と称した本音の隠へいほどたちの悪いものはない。

たとえば、未婚の母に対して「みなし寡婦控除」を導入させたという長南書記長の闘いは、ぜひとも全党的にまなび、拡げて行くべき優れた取り組みである。だが、そうした取り組みをするのに、あえて「普遍主義」の議決が必要なのであるか。議決してできないのであろうか。そんなことはないはずである。

党員間で意見の対立している「普遍主義」の問題は、ベシックインカムと合わせて「今後の研究課題」とし、そこで「本音」で討論をしていくべきものである。当面は、大会議案に資料として付されている「参議院選挙七大政策」および「自治体選挙政策」をベースに全党的な意思統一をはかり、直面する諸課題に全力で取り組んでいかなければならない。それが間近に迫った第二四回大会の任務である。

三

本部の「討議資料」によると、「この『普遍主義』は『社会的基本権』を理念に社会福祉の充実を求めようとする政党・研究者だけでなく、多くの社会福祉関係者と共有する考え方」である、とのことである。本当にそうであらうか。

「政党」関係については後で述べよう。まず『社会的基本権』を理念に社会福祉の充実を求めようとする研究者」や「多くの社会福祉関係者」と新社会党との間で「普遍主義」という「考え方」は「共有」されているのであろうか。

実は、そもそもこれら「研究者」や「社会福祉関係者」の間で「普遍主義」という概念はきわめて多義的に使われており、彼らの中ですらこれをめぐる「考え方」は「共有」されていないのである。それどころか、ときに相互の激しい論争も見受けられる。したがって、新社会党が、トータルとしてのこれら「研究者」や「社会福祉関係者」と「考え方」を共有することはあり得ない。ただ特定の「研究者」や「社会福祉関係者」と「共有」することができるにすぎない。

では新社会党は、いかなる「研究者」や「社会福祉関係者」と、どのような「普遍主義」の「考え方」を「共有」しているのであろうか。

新社会党の「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」という「所得制限のない普遍主義」の「理念」は、当然のことながら、ベシックインカムを推進しようとする「研究者」たち、たとえば、日本におけるB Iの草分け的な存在である小沢修司氏（元京都府立大学教授）や、現在その第一人者とされている山森亮氏（同志社大学教授）、山森氏の共同研究者である堅田香織里氏（法政大学准教授）、また武川正吾氏（東京大学教授）らのいう「普遍主義」と親和的である。このうち堅田氏は、直近のコンパス二十一（二十二号）にも執筆をしているところである。

だが、「普遍主義」という概念をより緩やかに解釈し、「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」ということではなく、たんに社会保障の受給対象の範囲が拡充されていくことや受給に際してのハードルが下がること（つまりより「普遍的」になっていくこと）をもって「普遍主義」とする「研究者」も少なくない。この考え方によれば、「国民皆保険・皆年金」（健康保険、基礎年金、介護保険等）なども、対

象者を国民一般に広げた制度であることにおいて社会保障の「普遍主義化」であるということになる。たとえば、「福祉国家右派」などと揶揄されることもある宮本太郎氏（中央大学教授）などはこうしたとらえ方である。氏は「ここ三〇年ほどの社会保障改革」、とりわけ「介護保険の導入」は、「福祉の対象」を「中間層を含めてすべての人々」に広げることにより「旧来の社会保障と福祉にあつた恥辱感を解消することに貢献」し「普遍主義への接近」をもたらした、と評価する。氏はまた、ベーシックインカムについては懐疑的である。その理由は、およそ「市民権」というものが成立するためには、権利を受けることに対して「所属するコミュニティ」へ「何らかの貢献」をしなければならぬという「相互性の規範」がなければならぬし、「社会契約」というものもそれにもとづいて成立するのであるが、「無条件に給付される」ベーシックインカムでは「そのような貢献を担保する回路」がなく、そもそも「社会契約」自体が成り立たないのではないか、というわけである。

また財政社会学者である井手英策氏（慶応義塾大学教授）における「普遍主義」とは、「現金をわたすのではなく、医療、介護、教育、子育て、障がい者福祉といった『サービス』について、所得制限をはずしていき、できるだけ多くの人たちを受益者にする」こと、「少しづつ所得制限を緩和し、無償化ないしは負担減の領域を拡大すること」である。氏はこれを「ベーシック・サービス」と呼ぶ。氏によれば、この「ベーシック・サービス」は、BIとはちがって「必要な人にしか給付せず」に「限られた増税ですむ」という。この点において氏の「普遍主義」は、やや「選別（限定）主義」的な様相すら帯びてくる。またそのための財源として氏が主張するのは、税率一九％の消費税である。氏はまた、元民主党の前原誠司のブレーンであったことでも有名である。

およそここまで見えてきただけでも、「普遍主義」という概念に込めた意味合いが、「研究者」ごとに実に多義的であることが分かるだろう。

四

また、ここまで見えてきたかぎりでは、同じように「普遍主義」を口にする論者でも、ベーシックインカムにつながっていくような「所得制限のない普遍主義」に対して一定の距離をおく者ほど「右派」であるというように感じられるかもしれない。だが、ことはそう単純ではない。「所得制限のない普遍主義」に対して一定の距離をおく論者でも「左派」的な人はいるし、むしろそのように距離を置くことによって「左派」的である人が少なくない。

たとえば藤田孝典氏である。氏は「NPO法人ほつとプラス」の代表理事として生活困窮者の支援活動を続ける「実践家」であるとともに、聖学院大学客員准教授を務める「研究者」でもある。著書のタイトル「下流老人」は流行語大賞にもノミネートされ、新社会党にも協力的である。一昨年の『週刊新社会』新年号では松枝委員長（当時）との対談も実現し、直近のコンパス二十一（二十二号）では「総論」を担当執筆している。この藤田氏も「普遍主義」を主張し、わが国でこれまで行なわれてきたような、「高齢者や障害者、児童などの一部、なおかつ誰が見ても『かわいそうな』対

象にしか現金、現物の給付をおこな」わない「残余的で選別主義的な社会保障」を批判する。では、これに對置する氏の「普遍主義」とは具体的にどういふものであるかという点、たとえば「生活保護を、住宅部分や教育部分、医療部分に分けてそれを普遍化して支給するかたちで、賃金プラス社会保障のモデルにできないか」というものであったり、「貧困世代を明確に福祉対象化し、支援施策の充実を図ってもよいのではないだろうか」といふものであったりする。つまり、「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」という新社会党的な「普遍主義」ではなく、社会保障を必要としている人々をある意味では「限定（選別）」し、ターゲットをしぼったうえで、その範囲内においては徹底的に「限定（選別）」を排除し、本来保障を受けるべき人が受けられないというようなことがないようにしていこうという「普遍主義」である。

藤田氏の「普遍主義」はこうしたものであるので、当然のことながら、ベーシックインカムのような、各人の「必要」に無頓着な「普遍主義」には反対である。前記松枝前委員長との対談においても「ベーシック・インカムは私は反対で、現物サービスの良いと思っています。金の配布よりも、皆が使える現物で、安い住宅や空き家の活用の方が合理的です。人々が何に困っているのかを調査して、そのための予算を組む、そのために必要な税率を示して合意をつくるなど、当たり前の政治にすることです」と述べている。

前出コンパス二十一の直近号総論でも、「ベーシックインカム」は、「何らかの制度を導入すればそれだけで解決が可能だ」とする「制度主義」であるとし、批判をしている。これらは新社会党の関係者との対談での発言であったり、その関係出版物での論文であったりするので、比較的抑制的であるが、ブログではもっとあからさまに、「ベーシックインカム論が宗教性を帯び始めてきて怖い。ベーシックインカムを構想したり、導入を検討することが精神の安寧やよりどころとなっていて人が散見される。リアルな権利闘争の現場に身を置かないと、政策論、制度主義の引力に飲み込まれていくのかもしれない」（二〇一八・二・二七）と、手厳しい。

こうしたベーシックインカム批判は、藤田氏を「尊敬する実践仲間」であるとしている今野晴貴氏にも共通する。氏は「NPO法人POSSE」の代表として数多くの労働相談を受け付ける「実践家」であるとともに、一橋大学大学院博士課程に籍を置く現役の学生でもある。著書のタイトルに使われた「ブラック企業」は流行語大賞にもノミネートされた。氏は「最賃が低いままBIが導入されれば、いつその賃金の下落を招く」と警告する。

また、「住まいの貧困に取り組むネットワーク」世話人である稲葉剛氏（立教大学特任准教授）も、ベーシックインカムには批判的である。氏は藤田氏との対談の中で、「一律の現金支給」をされても、「その人の状況によっても最低生活に必要な金額は変わってくる」し、「BI論」者のなかには「いまの生活保護水準より上の金額を配るべきだと言っている人はあまり多く」ないので、BIの導入は「現在、福祉制度を利用している人にとってみれば、基準の切り下げにしかありません」と批判する。

また、以上のような「選別主義から普遍主義へ」といった議論とは一定の距離を置いた存在として、「子どもの貧困」問題を取り上げてきた阿部彩氏（首都大学東京教

授)がいる。氏は、自らの調査にもとづき、子どもに関しては社会保障給付金による所得再配分(裕福な層から貧困な層への所得移転)が全く働いておらず、給付によってかえって貧困率が上がっていることを指摘した。この指摘は大きな反響を呼び、児童手当の拡充にも一定の影響を与えた可能性がある。氏によれば、「貧困削減に有効であるかどうか」にいちばん影響があるのは「普遍主義か選別主義かという違い」ではなく「再分配のパイの大きさ」ではないか、という。これにもとづいて氏が提唱する施策は、財政状況も踏まえて、「貧困層をよりターゲットにした現金給付」であり、また年齢を考慮した「ピンポイント」での「現物給付」の拡充である。実質的には「選別(限定)主義」といっていいだろう。

五

このように、「普遍主義」という概念は、「研究者」や「多くの社会福祉関係者」の間でさえきわめて多義的に使われており、彼らの中ですらこれをめぐる「考え方」は「共有」などされていないのである。また、「普遍主義」よりも実質的には「選別主義」を主張する者も少なからず存在する。新社会党のいう「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」という「所得制限のない普遍主義」が彼らの「多く」と「共有」されているなどという事実はいっさいない。まさに、ためにする議論といわなければならないのである。

では、『社会的基本権』を理念に社会福祉の充実を求めようとする政党」との間では「共有」されているのであろうか。これも否である。ここでいう「政党」がどこであるかは明示されていないが、社民党と共産党であろう。新社会党も含めた三党のベースックインカムに対する見解のなかに、「普遍主義」への考え方を探ってみよう。(以下、インターネットサイト「選挙ドットコム」が前回衆議院選挙の際に行なったアンケートへの回答による。)

まず社民党は、「すべての人に生活に必要な収入を保証するというベースック・インカムの考え方は生存権の保障につながり基本的に賛成できる。ただ具体的には、財源の問題、既存の福祉が切り捨てられるおそれ、働く意欲がそれが貧困が固定化しないかといった懸念もあるため、慎重な制度設計が必要だと考えている」とする。

また共産党は「ベースック・インカムの考え方は、憲法二五条に規定された国民の生存権などにてらして、積極的な意味を持っており、検討に値すると考えています。・・・同時に、いくばくかのベースック・インカムと引き換えに、現在の年金や生活保護、医療などの社会保障制度を『廃止』するというのは、国民生活に深刻な打撃をもたらします。財源とともに、憲法二五条の生存権を保障する制度となりえるのが最大の問題です」とする。

新社会党は、「わが党は、普遍主義的な社会保障政策の拡充を求めており、格差・貧困が拡大するなかで、ベースック・インカムは有効な社会保障政策であると考えている。ただ、財源問題があるため、子ども手当の復活か『成年まで(二二歳以下)手当』の導入、給付付き税額控除、最低保障年金などが検討されるべきと考えている」と答えている。

以上の三党の回答は一見大差ないように見えるかもしれないが、きちんと読み解けばそのちがいは明らかである。まずこれら回答は、選挙に際して広く有権者が見ることを前提にした回答であることを踏まえる必要がある。したがって、社民党も共産党も、ベーシックインカムを支持する人々の票がいたずらに逃げないようにという「配慮」が当然はたらいっている。それが、これら二党の回答の冒頭部に掲げられたB Iに対する枕詞的な「賛辞」である。だが、これら二党の「本音」はちがう。それはそれぞれの回答の後半部にあると見なければならぬ。前半部だけに目を奪われて、これら二党もB I（一人ひとり）は給付を受けられる権利において平等である」という「所得制限のない普遍主義」に賛同していると考えているとすれば、すこし冷静になった方がいい。それは、ふるまった料理を「盛りつけはきれいだ味がいまひとつ」と評されたことに対し、舞い上がって喜ぶようなものである。

これら二党の「本音」を示す「証拠物件」をひとつだけ紹介しておこう。それは「福祉国家構想研究会」のB Iに対する見解である。この会は、共産党に極めて近い研究会であり、共同代表には、渡辺治（一橋大学名誉教授）、二宮厚美（神戸大学名誉教授）、後藤道夫（都留文科大学名誉教授）、岡田知弘（京大大学教授）の各氏が名を連ねている。この会は、B Iに対し、次のように批判する。すなわち、「就労に関係なく、すべての人に普遍的に最低生活保障を与えるべきだ、という発想」は、「賃引き上げ」や「基礎的社会サービスの無償提供」や「低家賃公共住宅の大量供給」や「最低生活費に達するまでの重層的な所得保障」などの「諸領域での前進抜きに、ある意味ではその代わりとして・・・主張されるとすれば、それは賛成しがたい」と。こうした「考え方」と、新社会党流の「考え方」、すなわち、所得制限のない「普遍的な社会保障政策の拡充」をひたすら原理主義的に主張し、「ただ、財源問題があるため」に当面は一部にとどめざるを得ないのだという「考え方」とのちがいは、明々白々であろう。そこには「共有」されているものなど何もないのである。

六

最後に、本部の「討議資料」に見られる主張、すなわち、「自立・自助」という「新自由主義改革」に対抗するのは「共生・共助」であり「共生保障」であると主張している、コメントしておきたい。

この部分は、「討議資料」の中でもダントツに分かりづらい部分である。要は、「本来」は「競争を廃し支え合うべき労働者大衆」が「格差と貧困」「差別」ゆえに『支える側』『支えられる側』に「分断」されている現状を克服し、「九九%の側の連帯を構築するための今日の情勢での『共同戦線戦略』」が必要で、それが『共生・共助』＝共生保障という普遍主義原則」だ、ということらしい。何とも難解すぎて、これ以上の要約はわれわれには不可能である。

調べてみると、この「共生保障」（＝「共生・共助」）なる概念には、どうやらネタがあるようだ。先に「福祉国家右派」として紹介した宮本太郎氏の論がそれである。氏は述べる、私のいう「共生保障」とは、雇用を中心とした「支える側」を労働時間規制・均衡処遇・教育・訓練・子育て支援などで支え直し、「支えられる側」に括ら

れてきた高齢者・障害者・困窮者といった人々にも参加の機会を広げ、もって、より多様な人々が就労や居住に関して参入できる新しい共生の場をつくりだす施策である、と。新社会党の「討議資料」の論は、氏のこれら概念装置を借用しながら、それにB Iやら普遍主義をぶち込んだやみ鍋のようなものであり、何とも名状しがたいものである。

だが、次のことだけはいえる。社会主義政党的行なう社会保障の闘いは「共生・共助」をめざすものであつてはならない、ということだ。それは共済事業ではない。苦しみの原因とその責任を負うべき者を明確にすることなくして、社会主義政党的に社会保障の闘いはない。レーニンはその「社会保険綱領」のなかで、「傷害、疾病、老齢、廃疾の結果、労働能力を失うばあい」や「失業」のばあい、「企業主と国家」は自らの「全額負担」により「賃金全額」を「補償」しなければならぬとした。なぜならば、「賃金労働者が生みだす富のうち、彼らが賃金としてうけとる部分は、ほんのわずかである」ために、労働者はそうした場合に「そなえて、自分の賃金のなから貯蓄するあらゆる可能性をうばわれている」からであり、また失業についていえば、「資本主義的生産様式と不可分に結びついている」ものであつて、労働者にはいっさい責任がないからである。

資本主義のもとにおける社会主義政党的の社会保障闘争、それは資本主義の窮乏化作用に対する抵抗闘争であり、また、人として生きることを許さない資本主義社会に対する責任追及の闘いである。このことを忘れるとき、「共生・共助」という夢が生まれ、そこにベーシックインカムというあだ花が咲くのである。(佐々木 一雄)

◇ 読者からのおたより ◇

大衆の力を結集する大切さ 昨年は県知事、豊見城市長、那覇市長、南城市長の各選挙、新基地建設反対の主張が勝利しました。大衆の力を結集する大切さを学びました。地道ながらも「通信」のような日々の努力が大切であること。今年もよろしく。(沖縄県豊見城市 外間良信)

人間を生産性でなく人間として グローバリズム SNSの下、民主主義は岐路に。国家ではなく国民・人間を生産性でなく人間として。東京オリンピック・大阪万博などで今さら!! 収奪の構造・政権の暴走に抗し、したたかに生き、楽しみたいものです。(東京 N)

改憲阻止の正念場の年 今年は、安倍政権の「9条3項に自衛隊の明記」を本丸とした改憲を阻止の正念場の年になります。7月参院選で3分の2議席確保が容易でないとの判断から、通常国会での改憲発議や衆参同日選挙など予断を許さない状況に有ります。

今、自民党、独占資本、日本会議等改憲勢力は、7月参院選で、16年参改選での「野党統一候補」が32の1人区で11選挙区で議席獲得を教訓とした「野党統一」をさせない策動を企てています。辺野古新基地建設阻止、社会保障費削減と防衛費増大、格差の拡大と貧困、朝鮮半島情勢等を解りやすい言葉で訴える必要があります。この様な取組みを通して改憲阻止、統一自治体選挙、参院選挙を県内市民団体・福島原発かながわ訴訟支援の仲間と共に闘う決意です。(横浜 塚本鉄男)

ぶれずに明るく 今年は私も古稀。とはいえ「欲するところに従い矩をこえず」とはとても行きません。悩みながら、苦勞しながら、今日よりは明日と少しづつでも成長していければよいのです。ともあれ、社会の進歩にいくらかでも資することができるよう、新たな気持でぶれずに明るく歩むつもりです。「社会通信」、楽しみにしています。どうか頑張ってください。(水戸 横山卓)